

「BA.5対策強化地域」指定に伴う沖縄県対処方針について

【要請期間】令和4年8月11日(木)～8月31日(水)

基本的な 考え方

BA.5の流行を抑え込み、県民の生活と命を守るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という。)第24条第9項により県民・事業者等に対して必要な協力を要請するとともに、働きかけを行う。

区 域

沖縄県全域

現 況

沖縄県では、変異株BA. 5への置き換わりとともに、全世代で感染が拡大し、流行が継続しております。病床使用率は高い水準で推移し、コロナ治療を担う重点医療機関の休職者も増え続けたことから、7月21日には沖縄県医療非常事態宣言を発出しました。その後、7月24日には医療フェーズを緊急フェーズに移行し、医療機関においては予定していた一般診療の入院・手術を延期するなどして、緊急に入院が必要な患者の病床を確保することとしました。

このような状況から、国と協議し、8月4日には「BA. 5対策強化地域」と位置づけられました。

強化地域への位置づけにより、国の支援を受けながら、感染防止対策を強化し、医療ひっ迫からの脱却に取り組んでおりますが、高齢者施設等では、8月8日時点でコロナ患者が1,381人、そのうち77人が酸素投与を受けるなど、入院が必要な高齢者が入院できない非常に厳しい状況が続いております。

あなた自身やあなたの大切な人を守ることが医療と社会を守ることにつながります。全ての県民・事業者の皆様のご協力をお願いします。

BA.5対策強化地域指定に伴う取組の拡充

感染力の高い変異株対策として、以下の項目に重点的に取り組んでおります。

- ◆ **高齢者施設等における感染拡大阻止**（定期検査参加率の向上、施設職員と利用者へのワクチン接種の推進等）
- ◆ **イベントにおける感染対策の徹底**（アルコールを持ち込ませないよう当日の県職員による見回り、基準を満たさないイベントの自粛要請等）
- ◆ **県外からの来訪者への呼びかけ強化**（体調不良時の旅行自粛、旅行開始前の検査の徹底、薬の持参等も含めた旅行中の健康管理の徹底）
- ◆ **ワクチン接種の推進**（接種主体である市町村への助言及び連携、県による出向き接種による接種率の向上）

県民の皆様へのお願い

① 日頃から、感染対策を心がけ、不要不急の外出はできるだけ控えましょう。

- 外出・移動が必要な場合、「密集・密接・密閉」を回避するようお願いします。特に、高齢者は、同居家族以外の方と会うのを控えましょう。また、日頃から高齢者と接する方は、感染リスクの高い行動は控えてください。
- 換気、マスクの正しい着用、手指消毒、毎日の健康観察を習慣化しましょう（特に、高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦）。
- 感染に備え、家庭には、少なくとも3日分の食料と医療用の抗原検査キット、解熱剤等の医薬品を常備しましょう。
- 帰省や民泊、イベント参加など、旅先での感染リスクが高いときには、旅行開始の直前にPCR等検査で陰性を確認してください。

② 会食や友人との交流の際は、大人数、長時間の集まりを控え、屋内ではマスクを着用しましょう

- 子どもが集まる場面（学童、学習塾等）では、換気やマスクの正しい着用などの感染対策を大人がチェックすること。
- 会食は4人以下・2時間以内で行い、会話の際はマスクを着用しましょう。
- できるだけ同居家族やいつも一緒にいる方と会食を行ってください。
- 大人数でマスクを外すイベント（旧盆等で同居以外の家族などと交流する場合を含む）は控える、又は検査で陰性を確認しましょう。
- 参加するイベントにアルコールを持ち込まないでください。
- 会食にあたっては「感染防止対策認証店」を利用し、感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用は控えること。

③ 発熱、のどの痛み、咳、鼻水など、少しでも症状がある場合、通勤、通学、外出、会食を控えてください

- 風邪症状を認めるときには、1週間程度は重症化リスクの高い高齢者、妊婦等には会わないように注意してください。
- 体調不良でコロナが疑われる場合、軽症であれば医療用の抗原検査キットを活用するか、県のコールセンターに相談してください。
- 救急医療を守るため、軽症の場合や検査目的での救急病院の受診は控えるとともに、救急車の適正利用をお願いします。

④ 60歳以上の方等は4回目のワクチン接種をお願いします（3回目未接種の方も、速やかに接種願います）

- ワクチン接種を最新の状態にすることで、入院や死亡のリスクが低下します。
- 高齢者施設等の入居者やデイサービスの利用者は、集団感染のリスクが高いため、できるだけ接種を進めてください。
- 高血圧等の基礎疾患を有する方、肥満、喫煙する方など重症化リスクのある方も、ワクチン接種による重症化予防が期待できます。

来訪者(沖縄への来訪を検討している)の皆様へ

- 来県前には、十分な健康観察を徹底した上でお越してください。体調不良の際には来県を延期いただき、改めての来県をお待ちしております。また、来県前・来県時においては、基本的な感染対策の徹底をよろしくお願いします。
- 修学旅行で来県される方々は、感染防止対策を徹底した上で、別途「沖縄修学旅行防疫観光ガイドライン」等に基づいた行動をお願いします。
- その他、旅行等で、来県する前には、旅行開始の2週間前までにワクチン接種を最新の状態にするかPCR等検査で陰性を事前に確認ください。特に県民と交流が予定される「出張」「帰省」「イベント参加」の場合、事前にPCR等検査の受検をお願いします。(※来県される前に、渡航者が居住する都道府県で行う無料検査についてもご利用ください。)
- やむを得ず来県前に検査が受けられない方のために、那覇空港、宮古空港、下地島空港、新石垣空港、久米島空港で到着時にPCR等検査を受検できる体制を整備しております。
- 沖縄県滞在中は、「感染防止対策認証店」のご利用をはじめ、この対処方針で県民に求められている行動を行うようお願いします。
- 沖縄県内の医療機関はひっ迫し、受診が困難となっているため、旅行中無理をせず体調管理を心がけましょう。また、持病のある方は、ご自身が日頃処方されている薬を把握し、来県する際には、持病の薬を多めに持参してください。
- 沖縄滞在中に体調不調や発熱があった場合は、旅行者専用相談センター沖縄にご相談ください。
【旅行者専用相談センター沖縄(「TACO」:Traveler's Access Center Okinawa)】
電話番号:098-840-1677 運営時間:8:00~21:00(年中無休)

飲食店等の皆様へ

対象施設	〔飲食店〕飲食店(宅配・テイクアウトを除く) 〔遊興施設・結婚式場等〕バー、カラオケボックス、結婚式場等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
要請内容	○全ての飲食店等について、同一グループ・同一テーブル4人以内とすること(ただし、介護・介助が必要な場合を除く)。 (※結婚式等冠婚葬祭のイベント開催については、イベントの開催についての要請に沿った対応をお願いします。) ○全ての飲食店等について、利用時間を2時間以内とするよう呼びかけてください。 ○沖縄県感染防止対策認証店については、引き続き、業種別ガイドラインの遵守など、感染防止対策を徹底し、「安全・安心な店」づくりをお願いします。 ①店舗内の衛生管理:店内の十分な換気を行うことや、お客様が触れる場所・器具の消毒 ②従業員等の安全衛生管理:従業員の就業前の日々の検温等体調管理の徹底、ワクチン接種推奨 ③お客様の安全:入店時の検温、手指消毒の徹底、余裕をもった配席など (軽度であっても発熱その他の症状のある方の入店のお断りや、お客様への感染防止対策の協力の周知) 等 ○沖縄県感染防止対策認証店以外の店舗については、感染防止対策を徹底し、早期に「沖縄県感染防止対策認証制度(第三者認証)」を取得することを推奨します。

イベントの開催について

- ◆ 感染状況が悪化していることに鑑み、1,000人以上が参加するイベントについては、感染防止安全計画の作成及び県への届出を求めますので、ご理解とご協力をお願いします。
- ◆ イベント主催者等に対して、規模要件等(人数上限・収容率等)に沿った開催を要請

	施設の収容定員(※1)		
	5,000人以下	5,000人超～10,000人以下	10,000人超
大声なし	収容定員まで可	5,000人まで可(※3)	収容定員の半分まで可(※3)
大声あり(※2)	収容定員の半分まで可		

※1:収容定員が設定されていない場合は以下のとおりとする。

- ・大声なし → 密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)を空けることとする。
- ・大声あり → 十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)を空けることとする。

※2:「大声」は、「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨するまたは必要な対策を十分に施さない催物を「大声あり」に該当するものとする。

※3:感染防止安全計画の作成・実施を条件に人数上限は収容定員まで可能となる。

- 主催者は、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ(COCOA)・沖縄県新型コロナ対策パーソナルサポート(RICCA)の導入又は名簿作成などの追跡対策を徹底すること。
- 参加者が1,000人以上のイベントについては、主催者がイベント開催の2週間前までを目途に具体的な対策内容を記載した「感染防止安全計画」を作成し、県へ提出すること。県が求める要請を満たさない場合は、要請に沿って見直すかイベントを自粛すること。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件、人数上限の見直し等を行った場合には、迅速に対応すること。
- 多くの人が集まるイベントについては、来場者に対し、ワクチン接種を最新の状態にするか又は事前のPCR等検査での陰性確認を勧奨すること。
- 飲食を提供する場合は、飲食専用エリア以外においては自粛を求めること。ただし、発声が無いことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため飲食時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。
- 感染状況が悪化していることに鑑み、アルコールの提供を伴うイベントについては、開催時期の延期を検討くださるようお願いします。
- 感染防止安全計画を策定しないイベントについては、チェックリストの作成等を通して感染対策を徹底すること。
(詳細は「イベントの開催制限について(<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/kohokoryu/koho/20200828.html>)」を確認)

- ◆ イベントに参加する方々は、基本的な感染対策の徹底と直行直帰等感染リスクの低減を図る取組をお願いします。

商業施設、集客施設の皆様へ

特措法施行令第11条第1項に規定する運動施設、遊技場、映画館、ショッピングセンター等の施設に以下の感染対策を実施すること。

- 業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底
- 入場者が密集しないよう整理・誘導（特に集客イベントを実施する場合は、密集・密接しないように取り組むこと）
- 入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ
- 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置
（特にフードコートについて、アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底などの措置）

事業者の皆様へ

- 従業員の体調管理を徹底し、体調の悪い方は、出勤しない・させないこと。
- 従業員が陽性者や濃厚接触者となった場合等において、当該従業員を出勤させる際にPCR等検査の陰性証明を求めないこと。
- 在宅勤務（テレワーク）、テレビ会議、時差通勤の拡大など、通勤・在勤時の密を防ぐ取組をすること。
- 業種別に定める新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインを遵守すること。
- 職場でワクチン接種を勧奨すること（接種しやすい環境の整備をお願いします。）。
- 子どもの自宅療養や小学校等の臨時休業に対応するため、従業員が看護や世話をしやすい環境を整備すること（小学校休業等対応助成金等の活用による従業員の有給休暇制度の創設等をお願いします。）。
- 換気扇の常時稼働や窓開けの追加など、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気等を行う。
- 高齢者施設及び障害者施設においては、施設利用者への感染を防ぐため、レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開け、面会時の事前の検査やオンラインでの面会実施、通所施設での導線の分離など感染対策を徹底すること。
- 高齢者施設及び障害者施設においては、従業員向け定期検査を行い、利用者にワクチン接種を勧奨すること。

各市町村における県と連携した取組の実施

- 防災無線、広報車等を活用した地域住民への感染防止対策の周知啓発及び自治会等への協力の呼びかけ。
- 接種主体である市町村におかれましては、3回目及び4回目接種の加速化を図ってください。
- ケアマネージャーをはじめ介護福祉関係者を通じて、要介護高齢者の接種状況の確認と接種の勧奨をお願いします。
- 地元市町村で行われるイベントについて、県の基準を満たさないものは、対処方針の要請に沿って見直すか自粛を促すこと。

学校へのお願い

- 衛生管理マニュアル等を踏まえた対応を基本とし、換気扇の常時稼働や窓開けの追加など、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気やマスクの正しい着用等を行う。
- 特に感染リスクが高い教育活動(※)については、同マニュアル上のレベルにとらわれず、基本的には実施を控える。感染が拡大していない地域でも、慎重に実施を検討するといった対応を行う。
- 健康観察表や健康観察アプリなども活用しながら、教職員及び児童生徒等の健康観察を徹底し、体調不良時は出勤、登校及び部活動等を控えるよう周知すること。
- 気温・湿度や暑さ指数が高い夏場においては熱中症対策を実施する。屋外では、周囲に人がいなければマスクを外すことを周知する。
- 部活動は、感染リスクが高い活動(※)を控えるなど感染防止対策を徹底し、平日2時間程度(早朝練習も含む)、土日休日3時間程度の活動とし、活動開始時・各種大会前には健康チェックを行うこと。
- 夏休み中も、基本的な感染対策を行うよう児童生徒へ周知すること。
- 夏休み中は、友人の家に集まらないよう児童生徒に促すこと。
- 小中学生・高校生の有症状者及びその濃厚接触者となりうる同居家族が、自宅で抗原定性検査が実施できる「RADECO」の活用を促進すること。
- 教職員や児童生徒等が陽性者や濃厚接触者となった場合等において、当該教職員等を出勤、登校させる際にPCR等検査の陰性証明を求めないこと。

※ 例：音楽における室内近距離で行う合唱やリコーダー等の管楽器の演奏、体育における密集する運動 等
(オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について【第12回新型コロナウイルス感染症対策分科会】より)